

重要事項説明書

わおわお保育園

【運営主体】

[名称]

社会福祉法人わおわお福祉会

[代表者]

理事長 大川 榮男

[法人所在地]

〒230-0071 横浜市鶴見区駒岡 4 丁目 21 番 12 号

[本部事務局]

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 46-6

[電話番号・FAX]

TEL 045-511-8032 FAX 045-511-8003

[定款の目的に定めた事業]

保育所の経営・一時預かり事業の経営

【施設の概要】

[名称]

わおわお保育園

[所在地]

〒230-0001 横浜市鶴見区矢向 1-4-32

[電話番号・FAX]

TEL 045-583-8010 FAX 045-583-8014

[施設長]

遠藤 透江

[開設年月日]

平成 16 年 4 月 1 日

[利用定員] 150 名

0 歳（ひよこ組）	—12 名	1 歳（りす組）	—27 名	2 歳（うさぎ組）	—27 名
3 歳（こあら組）	—28 名	4 歳（ぱんだ組）	—28 名	5 歳（きりん組）	—28 名

[入所対象児]

生後 57 日から就学前まで

[保育事業内容]

延長保育事業、産休明け保育事業、障害児保育

[職員構成]

施設長 1 名

保育士 24 名（常勤 23 名、非常勤 1 名）

看護師 1 名（常勤）

栄養士 1 名（常勤）

その他 6 名（非常勤 6 名）

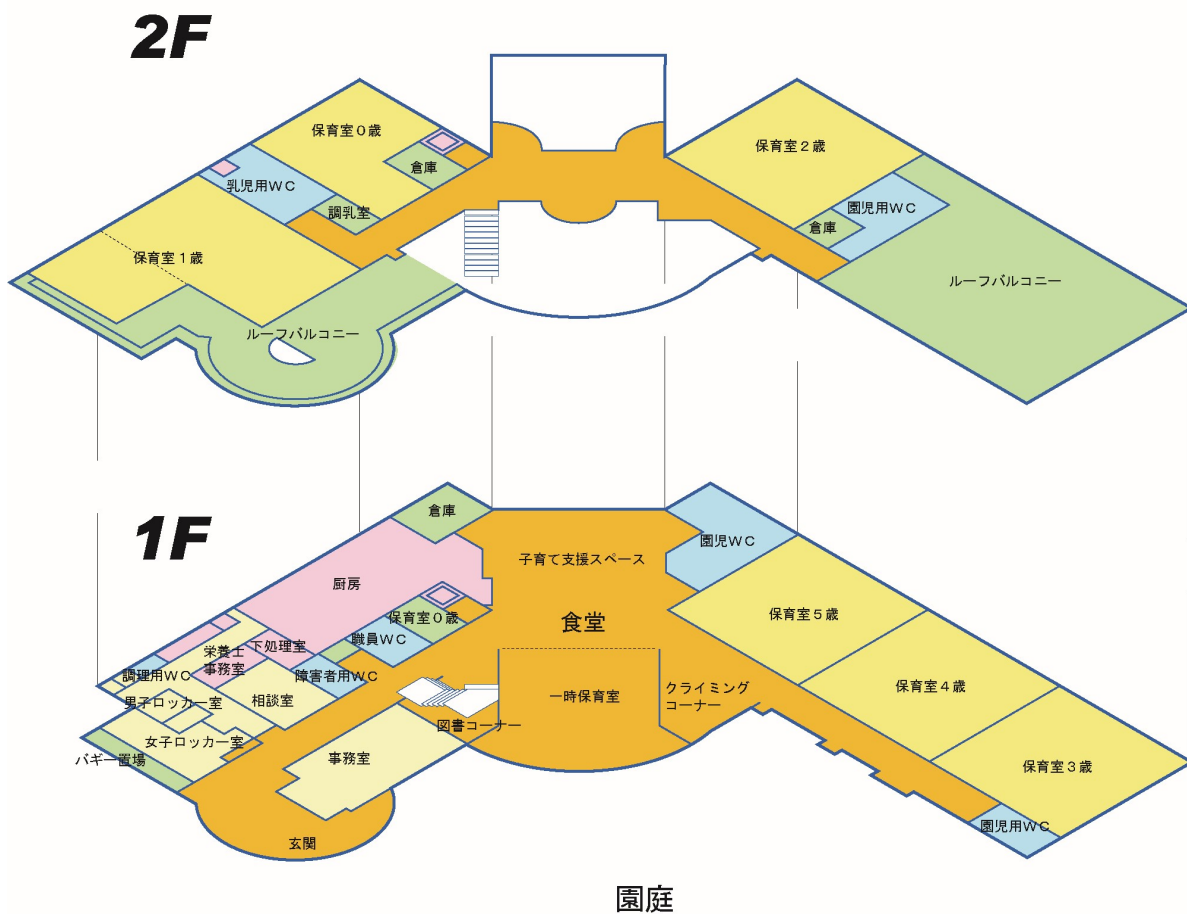
※利用定員により、国の最低基準以上の職員配置をしております。

※その年度により、職員構成は異なる事もあります。

【施設・設備の概要】

敷地面積		2000.49 m ²	
園舎	構造	RC造2階建 延床面積 957.25 m ²	
	延床面積	957.25 m ²	
施設設備の 数と面積	乳児室	1室	107.52 m ²
	ほふく室	0室	0 m ²
	保育室	5室	223.31 m ²
	遊戯室(一時保育入 [°] -入)	1室	56.42 m ²
	地域子育て支援入 [°] -入	1室	80.76 m ²
	調理室	1室	38.74 m ²
	調乳室	1室	3.69 m ²
	幼児トイレ	小6個、9個	
	乳児トイレ(沐浴室)	小3個	64.48 m ²
	医務室	1室	10.40 m ²
	事務室	1室	18.08 m ²
	その他		603.4 m ²
設備の種類		冷暖房、床暖房、エレベーター	
屋外遊戯場		屋外遊戯場 491.44 m ²	

[園内配置図]



- ☆ 構造—鉄筋コンクリート2階建、一部鉄骨造(屋根部分)
- ☆ 敷地面積—2000.49m²
- ☆ 建築面積—723.86m²
- ☆ 延床面積—941.11m²

わおわお保育園の基本理念

=ほめて・みとめて・はげまして=

やる気を育て、自分で考えて行動できる子どもを育てる

1. 保育目標

わおわおで育つ子どもたち

☆豊かな人間的ふれあいを通じて“人と人との信頼”の価値と尊さを身につけます。

☆子どもの社会性を培い、人間性を育むうえでの“正しい習慣”を身につけます。

☆面白いね！ふしぎだね！すごいね！という体験を豊富に積み重ね“創造性の芽生えとやる気”を育てます。

☆“もじ・かず・ことばへの興味や関心”を育てます。

☆人と人とのつながりを大切に“元気で明るく、笑顔であいさつできる子ども”を育てます。

☆やさしい気持ちを養い、忍耐力・正義感・自制心をもつ、豊かな心を育てます。

☆命の尊さを知らせ、慈しむ心と感謝の心を育てます。

社会福祉法人わおわお福祉会

理事長 大川 榮男

わおわお福祉会は、子どもの安全と健康的な保育を基本に、働く保護者が安心できる保育・教育環境の整備と実践を目標とし、家庭ではできない集団生活の中で協調性、自主性を持った思いやりのある次世代を担う子どもの育成を目指します。

2. わおわお保育園の保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

- ★ **知 育**—生活や遊び、行事活動を通して子どもたちの成長発達、興味関心に即した主体的な学びを支えます。
- ★ **英会話**—ネイティブスピーカーの先生と生活の中で歌や遊びを通して、体を動かしながら英語のリズムや発音を耳で聞いたり、話したりして、英語への興味・関心を育てます。
- ★ **体 育**—幼児体育指導検定有資格者の指導による、跳び箱、マット運動、鉄棒等の経験をし
ます。
- ★ **食 育**—野菜の栽培や、調理にかかわることで、生命の尊さと不思議を学び、「食を営む力」
の基礎を身につけます。

一日の保育・教育スケジュール

乳児（3歳未満）	時間	幼児（3歳以上）
開園 【短】延長保育（朝） 【標準】通常保育開始	7：30	開園 【短】延長保育（朝） 【標準】通常保育開始
【短】通常保育開始	8：30	【短】通常保育開始
登園完了	9：00	登園完了
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 子どもたちの生活リズムを作るため9：00までの登園完了にご協力ください。 又、欠席・遅刻の連絡も必ず9：00までをお願いします。 </div>		
朝の会・排泄・体操・おやつ（水分補給）	9：20	朝のあそび
あそび(室内外)・散歩	9：30	体操・朝の会・水分補給
給食(年齢によって前後します)	10：50	※英語・知育もこの時間に行います。
午睡(年齢によって前後します)	12：00	給食
	13：00	午睡(年齢によって前後します)
午睡終了・おやつ	15：00	おやつ あそび
【短】通常保育終了	16：30	帰りの会 【短】通常保育終了
【短】延長保育（夕）開始 あそび		【短】延長保育（夕）開始 あそび
補食 ※延長保育利用者のみ	18：00	補食 ※延長保育利用者のみ
夕食 ※延長保育利用者のみ	18：30	夕食 ※延長保育利用者のみ
【標準】通常保育終了	18：30	【標準】通常保育終了
【短】【標準】延長保育開始 延長保育終了 閉園	20：30	【短】【標準】延長保育開始 延長保育終了 閉園

3. 保育・教育を提供する時間

開所時間

月～金曜日 7:30～20:30 (延長保育時間含む)

土曜日 7:30～18:30 (延長保育時間含む)

保育標準時間認定(11時間)に関する保育時間

月～金曜日 7:30～18:30

土曜日 7:30～18:30

延長保育時間 夕/18:31～20:30 (土曜日除く)

保育短時間認定(8時間)に関する保育時間

月～金曜日 8:30～16:30

土曜日 8:30～16:30

延長保育時間 朝/ 7:30～ 8:29

夕/16:31～20:30

夕/16:31～18:30 (土曜日)

※ 補食・夕食 原則 19 時迄の延長の場合は補食、19 時を超えて延長の場合夕食を提供いたしません。延長保育、補食・夕食につきましては、34ページを参照ください。

※ 慣らし保育について

- 入園当初の保育時間は、お子さまに無理のない範囲の保育時間から慣れていただきます。
- 慣らし保育の目安は、下記表をご参照下さい。

あくまでも目安ですので、不都合がある方は、お申し出下さい。

【0歳児】

1日目	9:00～11:00	保護者と一緒に参加 ※ご家族1名
2日目	9:00～11:00	本日より、子どものみの慣らし保育開始
3日目	9:00～11:00	
4日目	9:00～12:00	はじめての離乳食
5日目	9:00～15:00	はじめての午後
6日目	9:00～16:30	
7日目	通常保育スタート	※引き続き慣らし保育、継続でも構いません

【1・2歳児】

1日目	9:00～ 9:45の部 10:00～10:45の部	保護者と一緒に参加 ※ご家族1名 ※在園児がいる為、2グループ制
2日目	9:00～ 9:45の部 10:00～10:45の部	保護者と一緒に参加 ※ご家族1名 ※在園児がいる為、2グループ制
3日目	9:00～11:00	本日より、子どものみの慣らし保育開始
4日目	9:00～11:00	
5日目	9:00～12:00	はじめての給食
6日目	9:00～15:00	はじめてのお昼寝
7日目	9:00～16:30	はじめてのおやつ
8日目	通常保育スタート	※引き続き慣らし保育、継続でも構いません

【幼児】

1日目	9:00～11:30
2日目	9:00～13:00
3日目	9:00～16:30
4日目	通常保育スタート
5日目	
6日目	

4. 休園日

年末年始（12月29日～1月3日）

日・祝日

5. 利用料金

項目	内容、負担を求める理由及び目的
①利用料	保護者が居住する市町村が定める利用料（3号認定のみ）
②延長保育料	30分あたり 1,700円/月(10日利用 850円/月)
③2号認定に係る給食費	3歳以上児の給食費 月額 6,500円 (主食費 2,000円、副食費 4,500円)
④日本スポーツ振興センター共済掛金	園児の災害給付金 年額 315円
⑤午睡用寝具リース費	お昼寝コットリース費 月額 225円
⑥2号認定に係る②教材費	3歳以上児用個人教材 別紙参照
⑦共同購入品費	園外保育用ユニフォーム他 別紙参照
⑧ICカード	門扉開錠用 1枚 980円
⑨アルバム代	3,000円/冊（3歳児クラスより毎年 1,000円の積立）

※ 支払い方法

- ① 保護者が居住する市区町村へ直接支払い（3号認定のみ）
- ②③⑤利用月の翌26日に引き落とし
- ④⑨ 毎年度5月26日に引き落とし
- ⑥⑦ 購入月の翌26日に引き落とし
- ⑧ 1枚目は貸与します（卒園・退園時にご返却ください）。2枚目以降は購入月の翌26日に引き落とし

※⑥⑦にかかる実費徴収について

単価設定につきましては毎年、各メーカーの見積もりに基づき、算定しておりますが一括発注をしております関係で、仕入れ金額と販売価格に多少の差異が生じる可能性があります。その差額につきましては園への寄付金として会計処理させていただきますのでご了承ください。

6. 給食

	提供内容				(1日の摂取カロリー) 保育園での摂取割合
	午前お やつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(950 kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	(1300 kcal) 40%
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

◎ミルク「ほほえみ」(明治乳業)を提供しております。

◎3歳以上児につきましては、別途主食費、副食費を徴収させていただきます。

給食の提供は、専属栄養士の作成する献立のもと、すべて委託会社による自園調理となります。「食事を楽しみ合い、食を営む力を育てる」を基礎に食生活の基本的な習慣や態度を身につけたり、食を通して、感謝の気持ちを育み、人と関わる力を養いながら、豊かな心を育て、いのちの大切さを知り、自ら食材に関わり自律心を育むことを目標に食育をすすめています。

※ アレルギー対応について

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、わおわお保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- 「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)」、「食物アレルギー対応票」を提出していただき、看護師・栄養士との面談の上、除去食対応させていただきます。(P17 参照)
- 除去食解除の際には、「除去解除届」を提出していただきます。
- ミルクは「ほほえみ」(明治)を使用しております。アレルギーなどで飲む事が出来ない場合は専用の物を持参して下さい。

7. 保護者の皆さまに用意していただくもの

※ 入園時にご用意していただくもの

- ① 児童原簿
- ② 児童健康台帳
- ③ 入園までの生活状況
- ④ 児童連絡票(お迎え確認用)
- ⑤ お子さまの健康保険証・乳幼児医療証のコピー
- ⑥ 母子手帳(出生時の状態がわかるページ・最終健診のページ)のコピー
- ⑦ 引き渡しカード(災害発生時用)
- ⑧ 個人情報同意書
- ⑨ 駐車場出入り口利用の同意書
- ⑩ 口座振替依頼書(在園児のごきょうだいは除く)
- ⑪ おしり拭き2個(0~2歳児クラスのみ) ⇒ 共有で使用します(無記名でお持ち下さい)
- ⑫ コット用シーツ なくなり次第、再度徴収させていただきます。
- ⑬ 上履き(2歳児クラス以上)

➤ 毎日持参していただくもの

持ち物	0~2歳	3歳	4歳	5歳	備考
口拭きタオル	別紙添付	—	—	—	
コップ		○	○	○	毎日持ち帰り、熱湯消毒して下さい
汚れ物入れ		○	○	○	25cm×35cm位(手持ち付き)
着替え		○	○	○	下着も含みます
タオルケット		○	○	○	上掛け用です。綿毛布・大判タオルなど

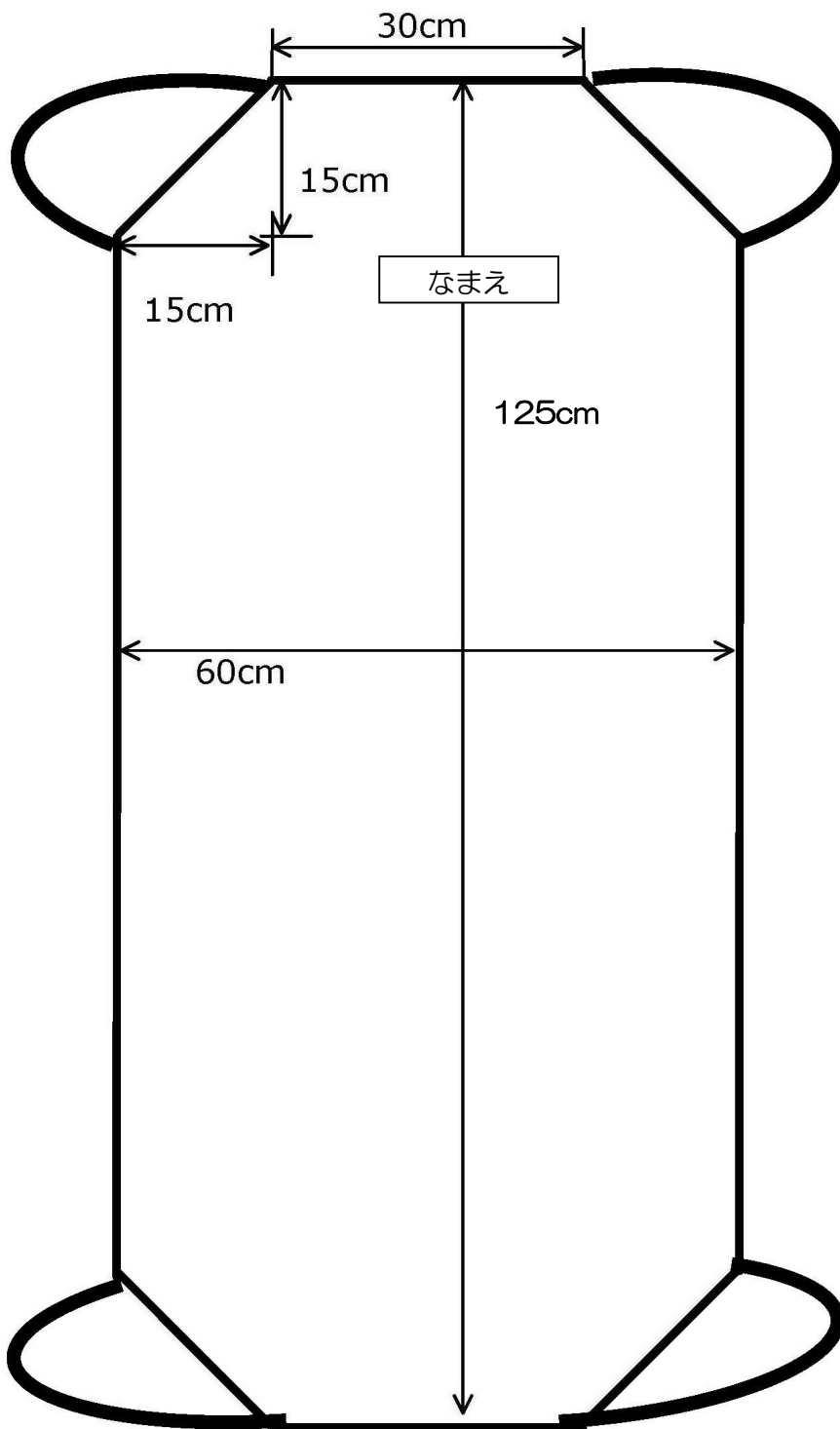
→ 巾着袋に入れてください

◎全ての持ち物には見やすい場所に記名をお願いします(上着、靴下、靴などにもわかりやすい場所にはっきりと記名して下さい。(記名がない場合は園で記入させていただく場合もございます)

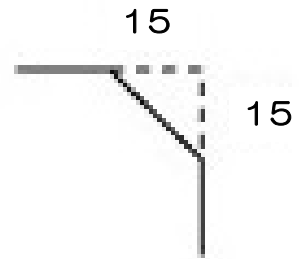
◎ひもや、フードなどのひっかけやすい服は避けるようにして下さい。

◎週末にはシーツ・毛布・タオルケット等を持ち帰り、洗濯して月曜日にお持ち下さい

コット用シーツのサイズ



<4隅の処理>



①15cm×15cm の辺で
折り、縫い代をつくる。



②その縫い代に、ゴム
(22cm位)を縫い付ける。
★ゴムの巾は、1cm位

8. 登園・降園について

※ 登園

- ① 生活リズムと事故防止の観点から、9:00までの登園完了にご協力ください。
- ② 37.5℃以上の発熱があり、体調がすぐれない場合は、登園を控えてください。
- ③ 欠席の場合やいつもより登園が遅くなる場合は、9:00までにご連絡ください。
- ④ コドモンタブレットに QR コードで打刻された後、保護者または保育園に届け出ている方が付き添って、各保育室までお連れ下さい。必ず職員に声をかけてから、お子さまをお預けください。
- ⑤ 健康状態、その他変わったことがある場合にはお知らせください。
- ⑥ 保護者の方が出張等で通常の勤務先にいないときは、その都度必ず連絡先をお知らせください。
- ⑦ 職員はシフト制で勤務しておりますので、登園時と降園時で保育士が違う場合があります。
- ⑧ きょうだいでお子さまをお預けの方は危険防止のため、幼児(3～5歳児)を先にお部屋へお連れください。
- ⑨ 開園時間前は保育室準備時間となっており保育室内には入ることができませんので、ご了承ください。
- ⑩ ご家庭の玩具は持ち込まないようご協力ください。
- ⑪ アレルギー対応、誤嚥誤飲防止、マナーの視点から園敷地内での飲食はご遠慮ください。

※ 降園

- ① 保護者または保育園に届け出ている方がお迎えに来てください。小中学生の送迎は、事件・事故防止上、お断りしています。
- ② 上記の方がお迎えに来られない場合は、保護者の責任において「代理の方の名前」と「お迎えに来る時間」を事前にご連絡ください。尚、お引渡しの際には、ご本人確認をさせていただきます。連絡がない場合は、事故防止のため、代理の方にはお引渡しできませんので、ご理解願います。
- ③ 降園時間はコドモンタブレットに QR コードをかざした時間となります。保育短時間認定・保育標準時間認定とも、規定時間を過ぎた場合は延長保育の対象となりますのでご注意ください。
- ④ 降園の場合も必ず職員に声をかけてお帰りください。
- ⑤ 降園後の時間帯は、職員は施設内での保育に当たりますので、安全面・事故防止の観点から園庭・園庭遊具の使用は基本的に禁止とさせていただきます。
また、当時間帯でのけがや事故につきましては責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ⑥ お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、事前にご連絡ください。
- ⑦ きょうだいでお子さまをお預けの方は、危険防止のため乳児(0～2歳児)のお迎えを先に願います。
- ⑧ 閉園時間を過ぎてのお迎えについては、理由如何に係らず、別途追加料金をいただきます。(1700円/30分)

⑨ アレルギー対応、誤嚥誤飲防止、マナーの視点から園敷地内での飲食はご遠慮ください。

※ 自転車での登降園について

- ① 自転車での登降園の方は、正門側にある保護者駐輪場をご利用ください。
- ② 駐輪スペースには限りがございます。停める向きや出入りには周りの方の迷惑にならないようご注意ください。
- ③ 駐車場側駐輪場は職員専用になっています。交通事故防止のためにもご使用になりませんようご協力ください。
- ④ 保護者行事の際は臨時駐輪場を開設いたします。

※ 車での登降園について

- ① 車での登園は原則としてお断りしています。
※やむを得ず車での登園の際には、必ず園内の駐車場をご利用ください。
- ② 時間帯により、お待ちいただくこともあるかと思えます。時間には余裕をもっていらしてください。
- ③ 路上に駐車されますと近隣住民、住宅のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。
- ④ 雨天の場合は、混雑することもございます。下記図の通り、一方通行のマナーをお守りください。お守りいただけない場合は、全面的に禁止とさせていただきます場合があります。
- ⑤ 駐車場内での事故、盗難などのトラブルについて保育園は一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ⑥ ※保護者参加行事、または懇談会には駐車場は利用できません。ご協力お願いします。



※ ICカードについて

- ① 門扉の開錠用に必要となります。
- ② 原則として、個人で保管して下さい。
- ③ 2枚目以降のカードについては1枚 980円で販売します。
- ④ 門扉開錠と連動していますので、ICカードを紛失した場合は速やかに園に届け出て下さい。

9. 保育園と保護者の皆さまとの連携について

保育は保護者とともにお子さまを育てる営みであり、お子さまの24時間の生活を視野に入れ、保護者の皆さまの気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください。園からの情報配信につきましては、下記のようにしております。

- ① 園だより
 - ② クラスだより
 - ③ 保健だより
 - ④ 給食だより
 - ⑤ 連絡帳（コドモン）
- } ①～④ 月1回発行

0～2歳児クラスは毎日、3歳以上児は概ね週1～2回（年齢・状況を考慮いたします）の記載となりますが、その日の活動内容を各クラスにて掲示させていただきます。その他、必要なお知らせについては、随時ご連絡いたします。

<大事なお願い>

昨今、SNSによる誹謗中傷被害が問題となっております。園といたしましては子どもたちのために、保護者の皆さまとより良い関係を築いていくことが大切と考えております。

SNSの使用は園に関わる保護者間のLINEグループも含み、より一層のご配慮、ご注意のもと、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

10. 諸届けについて

- ① 住所、電話番号、就労先が変わったら『児童連絡表 変更届』にご記入の上、提出して下さい。
- ② 保護者が変わったら
親権者の変更など、お子さまの養育をする人が変わったときは、すみやかにお知らせ下さい。
- ③ 送迎する人が当日に変更される場合は、電話でお知らせ下さい。その際、お迎えに来られる方の名前をお伝えください。また、提出していただいている児童連絡表の送迎者欄に記載のない方につきましては、送迎時に身分証の(保険証・免許証等)ご提示をお願いしております。当園では、事故を防ぐために送迎する方の変更が確認できない場合やご連絡が無い場合は、お子さまが知っている方でもお渡しできませんのでご注意下さい。

※前もって送迎者が変わることがわかっている時には、事前に児童連絡表に記入して下さい。

- ④ 退園・転園する場合

退園をお決めになりましたら、必ず1ヶ月前にお知らせ下さい。

11. 健康診断・健康管理について

※ 健康診断

当園では、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）に規定する定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

- | | | |
|---------------|-----------|-------|
| ① 園児健康診断 | 全園児 | 年 2 回 |
| ② 歯科健診 | 全園児 | 年 2 回 |
| ③ 視聴覚検診 | 3 歳児クラス | 年 1 回 |
| ④ 尿検査 | 3 歳児クラス以上 | 年 1 回 |
| ⑤ 身体測定（身長・体重） | 全園児 | 月 1 回 |

※ 健康管理・病気のときの対応

- ① 乳児（0～2 歳児）は登園時・午睡時、3 歳児以上については、視診他状況に応じて随時、体温測定を行います。
- ② SIDS（乳幼児突然死症候群）予防のために、睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察（プレスチェック）し、記録しています。（0 歳児クラス—5 分に 1 回、1 歳児クラス—10 分に 1 回）
- ③ 病気になった場合
 - 発熱（38℃以上）、下痢、嘔吐、発疹、痛みなどがみられた場合、顔色や動きなど総合的に判断し、状況に応じて保護者に連絡しお迎えをお願いします。
- ④ 感染症にかかった場合
 - 感染症にかかった場合はすぐに休ませて下さい。また、治って登園するときには、「登園許可証明書（医師記載）」または「登園届（保護者記載）」が必要です。体調が悪い時は、無理に登園させないでご家庭で安静にすごして下さい。
 - とびひは横浜市では学校伝染病からは除外されていますが、幼児期のお子さまの場合、重症化することもありますので、医師の診断と適切な処置を施して下さい。適切な処置をされていない時は、感染防止の為、お預かりできない時もあります。
 - 水いぼについては、登園許可証明書は必要ありませんが、プール遊びにつきまちは医師の診断が必要となります。
 - 登園許可証明書・登園届が必要な感染症については、26～27 ページの書式に記載してありますので、参照してください。（コドモンの「資料室」にも置いてあります）
- ⑤ 園での与薬について
保育園での与薬は原則として行いません。但し、抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬などの薬、発熱時のけいれん予防薬（ダイアップ坐剤）、食物アレルギー症状を起こした時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）など、外用薬については医師が処方した薬で、保育園にいる間にもどうしても外用する必要がある薬などは、特例として与薬いたします。（但し、日焼け止め・虫刺され予防の薬で基礎疾患の管理上必要な場合はご相談ください）与薬が必要な場合は「与薬依頼書（保護者記載）」に「与薬に関する主治医意見書（医

師記載)」を添えて、1回分のみを持参ください。

- 薬を入れた容器、袋にはお子さまの組、氏名を記入してください。
- お子さまの具合が悪くなった場合には、直ちに連絡いたしますので当日の保護者の連絡先を明確にしてください。(与薬に関する書類 26～27 ページ (コドモンの「資料室」にも置いてあります))

⑥ 予防接種について

保育園での生活は集団生活です。異年齢のお子さまがひとつの空間で一日を過ごしています。年間を通していろいろな感染症が流行しますが、予防接種はそういった集団生活の中で感染症から身を守り、健康で健やかに成長するために必要なことだと私たちは考えています。予防接種は義務ではなく任意で受けるものですが、各種の予防接種はできるかぎり接種して、お子さまを感染症から守りましょう。

ワクチン接種後は経過観察が必要になりますので、接種後の当日登園はご遠慮ください。

⑦ 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーのあるお子さま、また疑われるお子さまは必ず医師の診断を受け、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー) - 医師記載」「食物アレルギー対応票 - 保護者記載」を提出して下さい。医師の指導があり食品の除去、代替食などを必要とする場合には可能な限り対応します。

また、お子さまの成長に合わせて症状が変わりますので、年に1回以上の検査をお願いしております。

- ミルクでアレルギーがある場合は専用のミルクをご持参下さい。

⑨ アタマジラミについて

季節に関係なく、清潔にしている場合でも発生することがあります。

かゆみを伴いますので、頭を度々かいていたら気を付けて見てください。

帽子や衣類を介して感染します。

保育園でアタマジラミを見つけたら、集団発生を防ぐためお知らせしますので、駆除にご協力ください。

(1)少数の場合は探して取り除いたり、虫卵の付いた毛髪を切り取ります。

(2)シラミ専用の駆除薬(スミスリンシャンプー)が有効です。

⑩ 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、児童原簿に記載されている緊急連絡先にご連絡します。また、嘱託医・主治医に相談する等の措置を講じます。保護者の皆さまと連絡がとれない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

園生活を楽しく過ごすためにご家庭では次のことに気をつけてください

- (1) 早寝、早起きを心がけ、生活リズムを整えましょう
- (2) 朝食は毎日しっかり食べて登園しましょう
- (3) 食後の歯磨きと点検歯磨きを習慣にしましょう
- (4) 爪はこまめに切りましょう
- (5) 衣服や靴は、体に合ったサイズのものにしましょう

保育園という集団生活の中では、友だちとのケンカや衝突など、自分の思い通りにいかないことも、たくさん経験します。そんな葛藤を子どもなりに向き合いながら、お子さまは成長していきますので、保護者の方にはご理解をいただけるようお願いいたします。入園当初（初めての集団生活に入る為）は体調を崩したり、風邪を引きやすくなったりしますので看病のための休暇、お子さまを看てくれる方の手立てをしておかれるとよいと思います。

12. 感染症対策について

感染症、食中毒が発生、またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「横浜市園医の手引き」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ① 感染症予防のため、日々の保育室内外の衛生管理に努めます。
- ② 職員への健康教育や保健指導を積極的に行い保健意識向上に努めます。
- ③ 感染症の発生や疑いがある場合には、職員間で情報共有するとともに、保護者の皆さまへは園内掲示及びコドモン「お知らせ-斉配信」等にてお知らせいたします。
- ④ 感染症の疑いがある場合には、医務室で個別に保育し、二次感染防止に努めます。

13. 障がい児保育について

当園では横浜市の「福祉のまちづくり条例」に適合した施設となっております。

横浜市職員配置基準を遵守し、職員一同自己研鑽に努め共通理解を図ってまいります。

「職員」「保護者」「主治医」「地域の専門機関」との連携を密にし、お子さまが安心して生活できる保育環境となるよう十分配慮いたします。

14. 医療的ケアが必要なお子さまについて

個別にご相談ください。

15. 嘱託医

医療機関 汐田総合病院
院長名 宮澤 由美
所在地 神奈川県横浜市鶴見区矢向 1-6-20
電話番号 045-574-1011

16. 嘱託歯科医

医療機関 鴨志田歯科医院
院長名 鴨志田 義功
所在地 横浜市鶴見区江ヶ崎町 12-33
電話番号 045-571-6480

17. 緊急避難場所、広域避難場所

緊急避難場所 矢向中学校 鶴見区矢向1丁目8番24号
広域避難場所 県立三ツ池公園一帯



18. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画をたて、防火・防災管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火・防災管理者	遠藤 透江
消防計画届出年月日	鶴見消防署 平成30年4月1日
防災設備	消火器・火災報知器通報装置

避難訓練のねらい	○保育士がいざという時に慌てず、適切に行動できるようにする。 ○子どもに災害時の避難行動を繰り返ししらせ、身につけさせる。
避難訓練の内容 (毎月1回以上)	地震訓練 火災訓練 通報訓練 緊急避難訓練

19. 非常事態の発生時のお願い

1 大規模地震発生警戒宣言が発令された場合

(1)警戒宣言が発令されると同時に解除が発令されるまで保育園は「休園」となります。

(2)保育時間中に発令した場合は、園児は保護者の方に引き渡す事になります。警戒を知った時点で、直ちにお迎えをお願いします。

(3)やむを得ずお迎えが遅れる場合、園児は保育園または予め決められた避難所でお預かりします。

2 保育時間中に大きな災害が発生した場合

(1)原則的には保育園で迎えをお待ちしています。

(2)災害の状況によっては、保護者の方へ連絡ができないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。

また、あらかじめ保育園で指定している避難場所や震災時避難場所（地域防災拠点）・広域避難場所に移動することがあります。この場合は、コドモンで「お知らせ一斉配信」または保育園の入口に掲示します。

各保育園で決めている避難場所を確認しておきましょう。

(3)園児の引き渡しは「引渡しカード」に記載されている方にお引渡しいたします。

3 不審者侵入等の事件防止と対応

(1)園児の安全確保を第一に、日頃から防犯訓練を実施しています。

(2)保護者の方に確実に連絡ができるよう、連絡先は常に明確にしておいてください。万一の場合には、お迎えをお願いすることもあります。

災害用ブロードバンド伝言板「web171」

大災害が発生すると、安否確認や問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況が続きます。そのため、緊急時の通信手段について事前に確認し、準備しておくことが大切になります。

※ 「災害用ブロードバンド伝言板「web171」

災害等発生時、被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報の登録が可能なサービスです。

災害用ブロードバンド伝言板「web171」

【伝言の録音】パソコンや携帯電話などから <https://www.web171.jp> へアクセスし、電話番号をキーに伝言を登録する。

【伝言の閲覧】 <https://www.web171.jp> へアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して閲覧する。

災害用伝言板

各携帯電話サービス会社では、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供しています。

「災害用伝言板」とは震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に、被災地域にお住まいまたはご滞在中の方が、携帯電話やスマートフォンからご自身の状況を登録していただくことができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認していただける災害時専用のサービスです。各携帯電話サービス会社の登録方法を参照の上、手続きをしていただくことをお勧めいたします。

【各社登録方法掲載ページ】

docomo

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

au

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

ソフトバンク

<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>

Y!mobile

<https://www.ymobile.jp/service/dengon/>

上記以外につきましては、各携帯電話会社にお問い合わせください。

※ 「災害用伝言体験利用」

災害用以外にも、災害用伝言ダイヤル（171）「体験利用日」が設定されています。実際に災害が起きたとき活用できるように、この期間に体験しておきましょう。

災害用伝言 体験利用

【体験利用日】

- ・ 毎月 1 日及び 15 日（0：00～24：00）
- ・ 正月三が日（1 月 1 日 0：00～1 月 3 日 24：00）
- ・ 防災週間（8 月 30 日 9：00～9 月 5 日 17：00）
- ・ 防災とボランティア週間（1 月 15 日 9：00～1 月 21 日 17：00）

【提供条件】

- ・ 伝言録音時間：30 秒
- ・ 伝言保存期間：体験利用期間終了まで
- ・ 伝言蓄積数：20 伝言

20. 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	賠償責任保険／団体障害保険
保険金額	対人 1 名 2 億円まで／1 事故 10 億円まで 対物 1 事故 200 万円まで

21. 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年 1 回、自己評価を実施 公表方法：園内外掲示
外部評価	実施方法：かながわ福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5 年に 1 回 公表先：かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ

22. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受付けております。玄関の入口にご意見箱を設置しています。

相談・苦情窓口	氏名	守屋 裕子
	電話番号	045-583-8010
相談・苦情解決責任者	氏名	遠藤 透江
	電話番号	045-583-8010
第三者委員	木村 孝司	TEL.045-572-5639 鶴見区矢向1-3-25
	黒川 治宣 (江ヶ崎町内会会長)	TEL.045-584-5458 鶴見区江ヶ崎町21-28

23. 育児支援について

当園は、地域子育て支援の拠点として、園庭・施設解放、育児相談など、実施しています。

24. その他

お土産などのお心遣いの受け取りと、園への絵本・玩具・衣服等のご寄付は、辞退しています。

登園許可証明書

わおわお保育園園長

入所児童氏名 _____

病 名 「 _____ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3 日を経過するまで）
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O 111等）		症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1 ～ 2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで

なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届 (保護者記入)	
<u>わおわお保育園園長</u>	入所児童名 _____
<p>病名「 _____ 」と診断され、</p> <p>年 月 日 医療機関名「 _____ 」において</p> <p>病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。</p> <p style="text-align: center;">保護者名 印又はサイン _____</p>	

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 <small>かいよう</small> が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱してから1日経過し、機嫌が良く全身状態が良いこと

与薬依頼書（保護者記載用）

令和 年 月 日

わおわお保育園園長

保護者名

園児名 _____ 男・女(歳 か月)

連絡先(電話) _____

1. 主治医：	(_____ 病院・医院)
連絡先（電話）： 住 所	
2. 病 名：	
3. 持参した薬 1) 薬品名： 2) 剤 型： 飲み薬： 散（粉末） ・ シロップ ・ 錠 外用薬： 塗り薬 ・ 座薬 ・ その他（ _____ ） 3) 使用方法（いつ、何時に、どんなときに、など、具体的に書いてください）	
4. 保管 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ _____ ）	
5. その他注意事項	

使用日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン						
与薬サイン						
使用日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン						
与薬サイン						

注) 使用日以下は保育園で記入

主治医殿

日頃、園児の健康管理にご協力賜りありがとうございます。

さて、横浜市内の保育園では、原則として与薬の代行は行っていませんが、時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、熱性痙攣の予防薬、食物アレルギーの症状発現時の頓用薬など、医師が必要と認めたものに限って与薬することとしています。

つきましては、先生のご意見をいただきたく以下の意見書に必要な事項をご記入願います。

なお、抗生物質を含めて急性疾患に対する与薬は認めておりませんので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

横浜市こども青少年局
横浜市医師会保育園医部会

.....切り取り線.....

与薬に関する主治医意見書

令和 年 月 日

園児名 _____ 男・女

平成・令和 年 月 日生

医療機関名

主治医名 _____

印

1. 病名：
2. 薬品名：
3. 使用する目的及び使用法 薬品の効用及び使用目的： 保育園で与薬を要する理由： 使用法：
4. その他特記事項

個人情報保護に関する方針

社会福祉法人わおわお福祉会ならびにわおわお保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報（特定の個人を識別することが出来る情報）に関する取り扱いについては、以下の方針で取り扱うものとします。

（個人情報の基本理念）

当保育園では、園児および保護者・家庭に関わる個人情報は『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

（個人情報の第三者提供の制限）

当保育園では、『個人情報の保護に関する法律』第 23 条に規定されている下の各号に該当するとき以外は、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要な場合であり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼす恐れがあるとき。

（個人情報の管理）

当保育園では、園児の個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つように勤めるとともに、利用目的を失った個人情報は保管義務期間終了後に確実に消去するものといたします。

（個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

当保育園は、保護者が園児および保護者・家庭に関わる個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める場合には、その権利を有していることを確認し、法令に従い速やかに対応するものといたします。

（個人情報の安全管理措置）

当保育園では、『個人情報保護に関する基本方針』を実行するために、個人情報保護担当者（施設長）を設置し、個人情報保護法その他関連する法律等を遵守し、管理責任者のもとで厳重なセキュリティー対策を実施し、園内研修や職員会議等で職員に周知徹底させ、適切に個人情報を管理してまいります。また、法人役員ならびに職員やその他関係者は、職務上知りえた個人情報に対して、就業中はもとより離職後も含め守秘義務を厳守いたします。業務委託を行う場合は、委託契約に安全管理措置の内容を契約に盛り込むことといたします。

（個人情報の使用）

当保育園は、当園発行のパンフレット、ホームページ等への個人情報の使用に際しましては、掲載されている方の 安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、使用制限の申し出があった時は、合理的な方法、範囲で対応します。

わおわお保育園 施設概要説明

構造：鉄筋コンクリート2階建、一部鉄骨造（屋根部分）

敷地面積：2,000.49 m²

建築面積： 723.86 m²

延床面積： 941.11 m²

建物全体の特徴・・・・・・・・

全電化保育施設

全電化認可保育施設として神奈川県下では初の保育園となっております。全電化施設とは、文字どおりすべてのエネルギー源を電力だけで供給しております。

これにより、災害や事故による火災などへの安全面・夜間電力を使用することによる省エネ面、無駄な熱源を増やさないエコロジー面で、お子さまだけにとどまらず地球にとっても優しい施設を実現いたしました。

配色

元来、福祉施設の内装で採用されていたパステル色（淡いピンク・クリーム・水色等）が好まれてきました。わおわおグループとしては設立当初からそのような淡色を一切使用せず、わおわお保育園のテーマカラーでもある赤、青、黄色、緑といった原色系のビビットな色を基調としてまいりました。その理由として、園での生活の中で幼少期からの色彩感覚を養っていただき、またビビットな色同様、明るく活発なお子さまに育てていただきたいと考え、採用しております。

換気

機械的な強制換気だけに頼らず、なるべく多くの大きい開閉窓を採用することにより自然換気を心がけ、お子さまに季節ごとに違う風を感じてもらおうよう、また健康面からも考慮いたしました。

採光

太陽のひかりが多く取り入れられる建物南側には大型カーテンウォール（大面積のガラス窓）や透明ガラス入り窓を採用し、エントランスホールには2階バルコニー部分まで伸びるトップライトを設置することにより、なるべく多くの天然光を建物内部に取り入れ、明るく優しい光のあふれる保育園を目指しております。

空間

従来の保育施設で設定されてきた天井の高さより高い位置に天井を設定した上、天井の形状も、凹凸を付けたり半円形の形にして工夫をこらしました。これにより床面積の広い空間に見られる、高さ方向からの圧迫感を解消いたしました。

また、一時保育室やお遊戯スペースには大きな吹き抜けを設け、1階と2階が一体となる開放感あ

ふれる空間を施設中心部に設けることにより、その空間同様お子さまに『伸びやかにおおきく成長していただきたい』、といった願いを込め設計しました。

2階渡り廊下部分に関しては、お遊戯会などでお子さまの舞台を2階からも観覧できるギャラリーにもご利用いただけます。

バリアフリー

空間と空間を仕切る際にどうしても出来てしまう凹凸や高低差をなくしたり、規定値まで軽減するバリアフリー設計を全体に施すことにより、足元の不安定なお子さまのつまずきによる転倒防止やそれに付随するけがを未然に防げるよう考慮いたしました。

指はさみ防止戸

お子さまが直接開閉出来る戸（保育室入り口・トイレ）に関しては、誤って指を挟むといった事故を未然に防ぐため、指はさみ防止戸を採用しております。また、既存の戸では対応できない箇所は特注にて製作し対応しました。

その他にもお子さまの生活には関係のない区域へは勝手に出入りできないように、取っ手やラッチをお子さまでは届かない高い位置に取り付け、そういった対応が出来ない箇所に関しては鍵が掛けられるよう錠前を取り付け、必要に応じて施錠できるようにしております。

床暖房

お子さまが生活する区域（保育室全室・遊戯スペース・一時保育室）に関しましては、すべて床暖房を採用しております。これにより裸足での健康的な保育が可能となり、また冷えやすい足元からの採暖を可能にし、健康面に関しても考慮いたしました。

保育室全般・・・・・・・・

パスボックス

着替え用のパスボックスを園児全員に設けると共に、扉は廊下側と保育室内双方から空けられるようにしております。これにより保護者の方に毎日用意していただく着替えを、朝時間のない方でも簡便に確認できるようになっております。

可動間仕切り

保育室の区分け（3、4、5歳児保育室・遊戯スペースと一時保育室）を収納可能な可動間仕切りを採用することによって、複数の空間が一体化でき広々としたひとつの空間として利用することが可能になり、雨の日屋外遊びができないときでもストレスなく室内遊びができるようになっております。

また、音響装置と可動ステージを装備しておりますのでイベントスペースとしての利用も可能です。

乳児専用トイレ

おむつを頻りに替える乳児と保育士の腰への負担を考慮し、ちょうどよい高さにお子さまを寝かせ

ることが可能なおむつ替え台を設置いたしました。

おむつをトイレ内に溜めると特に夏場は悪臭の原因となりますので、施設内に溜めることの無いように施設外部へ直接廃棄できるよう、ダストシューターを設置いたしました。

ミルクを飲む際や、寝汗をたくさん掻く乳児は体を汚してしまう機会が他年齢のお子さまより多いので、手早くきれいに洗って上げられるよう沐浴用の浴槽を設置いたしました。

おむつ用パスボックスを設置することによって、保護者の方が紙おむつを補充する際に、保育室内に入らず確認できるようになっております。

通常の引き戸と風通しの良い格子戸を0歳児側、1歳児側両方に2枚ずつ設置いたしました。これにより、こもりがちだったトイレ内の自然換気の十分な確保と、園児が勝手にトイレ内に入り込む危険性の2点に対処致しました。

保育室・・・・・・・・

保育室 0歳児

生活空間の分割

乳児のお仕事は睡眠です。静かに安心して眠りにつけるベッドスペースとは別にほふくスペースを保育室内でさらに仕切ることにより、睡眠時間に差のある乳児の生活にストレスの無いよう配慮致しました。

調乳室

粉ミルクを何度も回数を分けて飲む乳児のために、厨房とは別に調乳室を設けることにより保育士がお子さまから目を離すことなく調乳出来るように配慮いたしました。

調乳室には専用の哺乳瓶煮沸機を設置しておりますので、こまめに哺乳瓶の煮沸消毒ができ、衛生的です。

その他

バリアフリー・床暖房・空間・乳児専用トイレ 参照

保育室 1歳児

その他

バリアフリー・床暖房・空間・乳児専用トイレ 参照

保育室 2歳児

その他

バリアフリー・床暖房・空間・パスボックス 参照

保育室 3歳児

その他

バリアフリー・指はさみ防止戸・床暖房・空間・パスボックス 参照

保育室 4歳児

その他

バリアフリー・指はさみ防止戸・床暖房・空間・パスボックス 参照

保育室 5歳児

その他

バリアフリー・指はさみ防止戸・床暖房・空間・パスボックス 参照

共有エリア・・・・・・・・

クライミングウォール

子供は何かによじ登るといった行為が大好きです。昔は木に登ってその欲求を満たしましたが、そういった自然環境が周りに少なくなりました。その代わりとして、今回室内に子供の欲求を満たし安全に楽しめるクライミングコーナーを設置しました。

厨房

全電化施設に伴い厨房内の機器も全て火を使用しない安全で衛生的なものを使用しております。また、床に水を流さないドライ方式を採用することで、より清潔で安全な食事が提供できます。

テラス

2F テラスには暖かい季節にお子さまに表現力を高めていただけるよう、西側の塀に大型タイルを設置し、ポスターカラーでお絵かきを楽しめるコーナーを設けました。

また、床は弾力のあるゴム製床（ゴムチップ）として、遊び場に適した安全で暖かみのある材料を採用しました。

プール

組み立て式の大型プールを用意しております。夏場でも、肌寒いときにはバルコニーのシャワーコーナーから温水を引き込めますので安心です。

シャワーコーナー

屋外お絵かきコーナーでの作業後や、プールでの活動後すぐに汚れを洗い流せるように温水が出るシャワーコーナーを設けております。

園庭・・・・・・・・

監視カメラ

敷地内にカメラを4台設置し、事務所内のモニターで監視しております。これにより犯罪の抑止だけでなく、日頃園庭遊びをしている中で、事務所から目の届きにくい箇所の安全確保にも役立っております。

大型遊具

遊具をとおして木のやさしいぬくもりをお子さまに感じていただくため、ヒノキを使用したオリジナルの大型遊具を設置いたしました。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき、重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名 : わおわお保育園

所 在 地 : 横浜市鶴見区矢向 1-4-32

説 明 者 職 名 : 施設長 遠藤 透江

私は、書面に基づいてわおわお保育園の利用にあたって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所 : _____

児 童 氏 名 : _____

保 護 者 氏 名 : _____

児童から見た続柄 : _____

別紙 延長保育のご利用について

保護者各位

わおわお保育園

延長保育のご利用について

当園では、延長保育事業を実施しております。「保育短時間認定」「保育標準時間認定」の認定時間を超え、開所時間内であれば利用できます。

延長保育のご利用にあたっては、保育士の職員配置、補食(原則 19 時迄の延長の場合)・夕食(原則 19 時を超えて延長の場合)の準備等の観点から、事前申し込みを原則としておりますので、ご協力をお願いします。

また、延長保育は月極利用を基本としておりますが、事前に 10 日間以内であることがはっきりしている場合は、お申し出ください。利用料金が半額になります。

毎月月末までに翌月分の「延長保育及び補食・夕食利用申込書」を園に提出して下さい。

《利用金額》

*延長【短時間認定】

	10 日以内	月極
7:30~8:29	1,700 円	3,400 円
8:00~8:29	850 円	1,700 円
16:31~17:00	850 円	1,700 円
16:31~17:30	1,700 円	3,400 円
16:31~18:00	2,550 円	5,100 円
16:31~18:30	3,400 円	6,800 円
16:31~19:00	4,250 円	8,500 円
16:31~19:30	5,100 円	10,200 円
16:31~20:00	5,950 円	11,900 円
16:31~20:30	6,800 円	13,600 円

*延長【標準時間認定】

	10 日以内	月極
18:31~19:00	850 円	1,700 円
18:31~19:30	1,700 円	3,400 円
18:31~20:00	2,550 円	5,100 円
18:31~20:30	3,400 円	6,800 円

*食事【原則：19 時迄の延長の場合 補食 / 19 時を超えて延長の場合 夕食】

	10 日以内	月極
補食	1,250 円	2,500 円
夕食	3,750 円	7,500 円

《延長保育の注意事項》

※延長料金請求は、コドモン QR コード打刻時間通りにご請求します→お迎えの前に先に打刻してください。(カードを忘れた場合は、必ず事務所または近くの職員に声をかけてください。)

※2人以上のお子さんが保育所に通っている場合、延長利用料金(夕食・補食代を除く)が減免されます→詳しいことは、事務所にご相談ください。

※電車やバスが遅れた場合でも 10 日利用とさせていただきます。

別紙 実費徴収について

2024年度(令和6年度) 販売価格表 矢向園

共同購入品

品名	仕様	対象年齢・サイズ	単価
通園かばん	7つ折り入	全園児	5,100
シール帳セット		幼児 シール帳 310円	600
		幼児 シール 290円	
メッシュカラー帽子	涼感 リブ付	幼児	1,210
Tシャツ	7つ折り入	90・100・110・120・130・140	1,820
トレーナー	7つ折り入	90・100・110・120・130・140	2,790
午睡用シーツ		1歳児以上	1,500
ICカード		全園児	980

個人教材

品名	対象年齢	単価
① お道具箱	3歳児以上	760
② わんど		380
③ わんどケース		450
④ わんど板		400
⑤ じゅうが帳		242
⑥ のり		250
⑦ クレヨン		590
⑧ フラットファイル		80
⑨ 3歳児用セット(①～⑧)		3,152
⑩ はさみ	4歳児以上より使用	500
⑪ のり補充	容器を購入した方のみ	110